

もっと詳しく！

# 消費者教育

## の一部改正

満18歳から選挙権

決定権の尊重

社会参加

にするために

## 一部改正

成年年齢が満18歳に

|                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| 平成14年4月2日～<br>平成16年4月1日<br>生まれ | 平成16年4月2日～<br>生まれ |
| 令和4年4月1日                       | 18歳の誕生日           |

出典：法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>) を加工して作成

### 都立特別支援学校における

### 消費者教育の概要

#### 小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う教育課程における消費者教育

- ◆小学部  
買物の仕組みや消費者の役割（家庭）
- ◆中学部  
金銭の管理と購入、消費者の権利と責任、消費生活、環境についての課題と実践（技術・家庭）
- ◆高等部  
第2学年までに教科「家庭」の「消費生活・環境」の内容を取り扱い、消費生活に関する具体的な指導を行います。

#### 知的障害のある児童・生徒の教育課程における消費者教育

- 実際の学校生活の中で体験的、具体的な学習活動を実施します。
- ◆小学部 例  
金銭の扱い、買い物等（生活）
  - ◆中学部 例  
産業と生活（社会）、身近な消費生活、環境に配慮した生活（職業・家庭）
  - ◆高等部 例  
計画的な金銭管理、消費者の基本的な権利と責任等（家庭）

### 未成年者取消権について

#### 「契約」とは

「契約」とは意思表示の合致によって成立する法的な約束です。食品を買ったり、交通機関に乗ったりすることも「契約」の一つです。

成年年齢に達すると、親の同意がなくても様々な「契約」ができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのための住居を借りる、クレジットカードを作成するなどです。

#### 未成年者を守る — 未成年者取消権

未成年者が保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる権利に「未成年者取消権」がありますが、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、高等部在学中から、契約に関するトラブルに巻き込まれるなどの事態が懸念されます。

そのため、若い人々が被害に遭う傾向が高いいわゆる「就活商法」や「デート商法」などに基づく契約は、年齢に関係なく取消を可能とする等、18歳、19歳の消費者が守られるよう、消費者契約法の改正も進められています。

#### 消費者トラブルから身を守るために

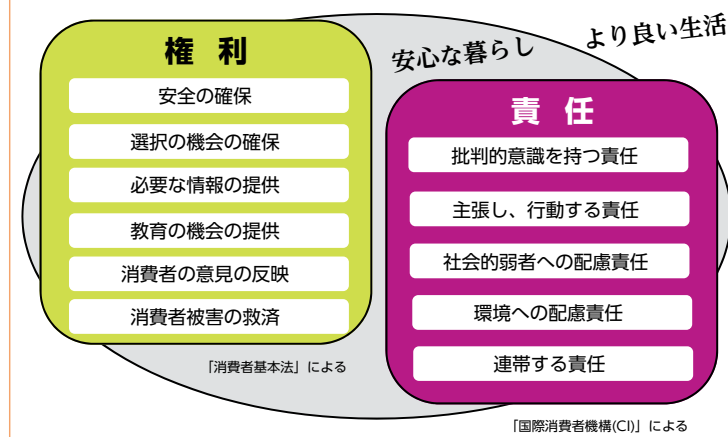
若い人々の消費者被害防止のためには、若者自身が「かしこい消費者」になることと、もし被害に遭ったときには、一人で抱え込まず、消費生活センター等へ相談することが重要です。

### 消費者の権利と責任とは

#### 「消費者市民社会」の実現を目指して

買い物の際に好きな商品を選択できることや、消費者教育を受けること等は消費者の「権利」といわれています。また、環境に配慮した商品を選択したり、商品や価格などの情報に疑問や関心をもったりすること等は消費者の「責任」といわれています。これらの「権利」が守られ、「責任」を果たしていくことが安全・安心に暮らすことができる、より良い生活—「消費者市民社会」—の実現につながります。

新しい学習指導要領でも、重視する内容の一つとして消費者教育が示されています。学校在学中の学びだけでなく、卒業後も消費生活に関心を持ち、知識を身に付け、理解を深める姿勢が重要です。



<消費者市民社会>  
消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。（消費者教育推進法より）

## 消費者教育等に関するQ&A

Q1 飲酒や喫煙が可能な年齢も18歳になるのですか。

A 成年年齢が引き下げられても、飲酒や喫煙については健康面への影響や青少年保護の観点から20歳のままで維持されます。公営競技（競馬、競輪等）についても、従来通り20歳のままで維持されます。

Q2 未成年者による契約は、どんなものでも取り消すことができるのですか。

A 未成年者が法定代理人（保護者等）の同意を得ずに契約した場合には、未成年者取消権により契約を取り消すことができますが、法定代理人から同意を得ている場合、総額がおおづかい程度の少額である場合、契約時に成人であると偽った場合等は取り消すことができないので注意が必要です。

Q3 消費者トラブルで困ったときはどこに相談すればよいですか。

A 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には、次のような相談窓口等を活用し、一人で悩まないことが大切です。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188  
◇ 日本司法支援センター（法テラス） ☎ 0570-078374